



この欄には
書かなくて
ください。

通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番 号
年 月 日			

災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

平成 年 月 日 税務署長	住 所	電話 () -
	連 絡 先	電話 () -
	刀 卍 氏 名	

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が平成24年12月31日までに完了できない事情にありますので、「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」通達に基づき、被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の年分において、当該年分の年末の災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請します。

記

被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分		平成 年 分	
平成24年末の 災害損失特別勘定の残額	①	円 平成24年分において総収入金額 に算入すべき金額 ①-②	③ 円
修繕費用等の見込額 (⑦の合計額)-(⑧の合計額)	②	延長の対象となる平成24年末 における災害損失特別勘定残高 ①-③	④

平成25年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災 事業 資産	名称及び種類 又は共通費用の費目				
	被災事業資産の所在地				
	構造、設備の 種類及び細目				
平成25年分以後に完了 すると見込まれる修繕等 の工事の名称等	⑤				
同上の修繕等の工工期間	⑥	平 . . 平 . .			
同上の修繕等の工事に 係る平成25年分以後の 修繕費用等の見込額	⑦	円	円	円	円
平成25年分以後の 保険金等の見込額	⑧				
平成24年末までに修繕 が完了しなかった理由					
申請をした修繕完了年分 に修繕が完了すると 見込まれる事情等					

書 き 方

この延長確認申請書は、平成23年6月6日付課個2-14ほか1課共同「東日本大震災に関する諸費用の所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした個人が、被災事業資産に係る修繕等がやむを得ない事情により平成24年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額（災害損失特別勘定への繰入額から同日までに取り崩した金額に相当する金額を控除した残額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長の確認を受けて、修繕完了年分（被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分をいいます。以下同じ。）において、当該修繕完了年分の年末における災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請する場合に記載します。

この申請書は、平成25年1月4日までに提出してください。

○ 記載要領

- (1) 「被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分」欄には、所轄税務署長の確認を受けようとする修繕完了年分を記載します。
- (2) 「①」欄には、平成24年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の（「⑩」欄-「⑥」欄）に相当する金額を記載します。
- (3) 「②」欄には、平成25年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「⑦」欄の合計額から「⑧」欄の合計額を控除した残額を記載します。
- (4) 「③」欄には、「①」欄の金額から「②」欄の金額を控除した残額を記載します。

なお、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を平成24年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の「⑨」欄の金額に含めて記載します。

- (5) 「平成25年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。

イ 「被災事業資産」の各欄は、被災事業資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災事業資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災事業資産を資産の種類ごとに区切り、その区分ごとに合計額を「⑦」欄及び「⑧」欄に記載することができます。

ロ 一の被災事業資産につき複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。

a 「⑤」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。

b 「⑥」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。

ハ 「⑦」欄には、平成25年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる「⑤」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。

なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。

a 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用

b 災害により土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用

c 被災事業資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）

d 被災事業資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用

ニ 「⑧」欄には、平成25年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（平成24年中に収受した保険金等のうち「⑦」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。